

平成26年第5回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成26年6月23日（月曜日）

議事日程（第5号）

平成26年6月23日（月）午前10時00分開議

第1 議案第78号から議案第83号まで

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子良孝君
総合政策監	池町円君	総務課長	計良孝君
総合政策課長	渡辺竜五君	行政改革課長	本間聡君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良隆弘君
市民生活課長	村川一博君	税務課長	川上達也君
社会福祉課長	鍵谷繁樹君	高齢福祉課長	後藤友二君

建設課長	金田一則君	上下水道課長	和倉永久君
------	-------	--------	-------

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第78号から議案第83号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、議案第78号から議案第83号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第78号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年の所得が確定したことを受けまして、本算定を行い、基礎課税による医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の所得割額、均等割額等の改正並びに低所得被保険者への軽減額などについて改正を行うものであります。

議案第79号 訴えの提起について。本案は、市営住宅を権原なく占有している者に対して建物明け渡し請求及び未払い家賃などの支払い請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第80号 訴えの提起について。本案は、市営住宅の家賃などを長期にわたり滞納している者に対する建物明け渡し請求並びに滞納者本人及びその連帯保証人に対する未払い家賃などの支払い請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第81号 訴えの提起について。本案は、市営住宅の家賃などを長期にわたり滞納している者に対する建物明け渡し請求並びに滞納者本人及びその連帯保証人に対する未払い家賃などの支払い請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第82号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ7,195万8,000円を追加し、予算総額を461億4,118万8,000円とするものであります。補正内容は、歳入では平成25年度分の精算に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金を予算計上するほか、国県支出金及び地方交付税の増額計上、歳出では国民健康保険特別会計への繰出金を増額計上するほか、市営住宅明け渡し請求などの訴えの提起にかかわる法律顧問委託料を増額計上するものであります。

議案第83号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億5,849万5,000円を追加し、予算総額を71億5,949万5,000円とするものであります。主な補正内容として、歳入については本算定による国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金を減額、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金及び繰越金を増額計上し、歳出については保険給付費の増額、支払い額の確定に伴う国庫支出金返還金及び一般会計繰出金を増額計上するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第78号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾つかお尋ねをいたします。

先ほど市長の提案理由の説明の中で、前年度の所得の確定に伴いということが1つ、もう一つは低所得者の軽減分に伴うものということで、とりわけ軽減分についてはこれまで提案をされてきていますし、今回の一般質問でも軽減分があるので大丈夫だというようなお話もされているわけなのですが、観光も思ったより伸びなくて大変厳しいという状況の中ですから、消費税も増税されて前年の所得以上に今年度は大変になっていると思うのですが、そこでお尋ねをしたいのですが、過去に改正されたものもあるのですが、トータルとしていうと、例えば国保の限度額はたしか4万円だか上がって、過去最高の81万円ぐらいになっていると思うのですが、あと今回の提案で示されている世帯割、均等割、介護とかそういったものが一体幾ら値上げになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明申し上げます。

均等割額、昨年1人頭1万8,200円が1万9,500円、1,300円の値上げでございます。それから、平等割額、これは1世帯当たり幾らかということでございますが、1万6,700円が1万7,600円ということで900円の値上げということでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） さっきちょっと聞いたのですが、全体でいうと、過去にももう変わっているのだけれども、限度額も4万円上がっているかと思うのですが、限度額、あと介護と後期高齢者の分も何か上がっているように見えるのですが、その辺はどんなになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明申し上げます。

本年4月の改正におきまして国民健康保険税の医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分のうち後期高齢と介護納付金分についてそれぞれ2万円ずつの4万円引き上げたことによって、総額が81万になっておるところでございますが、限度額につきましては医療分につきましては超過額が昨年より1億1,600万、それから支援分につきましては超過額が4,800万、介護分につきましては超過額は250万の減額となっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） それでお尋ねをしたいのですが、結果として見ると国保全体として限度額も含めてぐっと上がってきている。前年の所得の確定に伴いということも言って、もう一つの軽減の部分、これまでの説明ですと応益割の5割と2割のやつが拡大はされました。それで、全体で5割が1,254人が5人と前年対比約600世帯近くふえる、あるいは2割については1,000と約80、300余りふえるとはいうのだが、

今回の値上げはまたこの下にあってありますが、今回の値上げ幅をやると軽減される方々の分といっても全体が上がるから、私はさほど軽減比率は少ないというふうに思うのですが、5割、2割、7割の軽減比率というのはどうなりますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明申し上げます。

被保険者数で申し上げますが、7割軽減につきましては約100人昨年より減っておりますが、5割軽減につきましては1,250名、5割軽減対象者がふえております。2割軽減も若干ではございますが、ふえているところでございます。それで、国民健康保険税の減額される額ですが、平成25年度と比較しまして7割軽減で1,050万、5割軽減で3,120万、2割軽減で160万、合計4,342万円が軽減額として増額されたということです。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 国民健康保険税条例の一部改正についてお尋ねいたしますが、これは税法の改正に伴うものであるというふうに承知をするが、これが全ての項目について、わかりやすく言うと均等割であれ、所得割であれ、全部上がって、それから介護納付金のものも値上げということになっておるわけですが、大事なのが国がこの税条例の改正についてなぜ改正をする必要があるかというものが通達の形で来てるはずなのです。それはどういうものなのかお示しを願いたい。いまだかつてこういうものを示したことがない。そういうものがなくて、もとながないのにいきなりこういう条例ができるわけがない。それはどういうふうな説明書きなのかお聞きしたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

国民健康保険の運営は市町村に委ねられております。それで、私どもは毎年国民健康保険を運営するに当たりまして必要な医療費を算定して、税率というものを改定しているところでございますので、国からどのような形で改正せよというふうな通達はございませんが、県のほうからこういう形で条例を改正するという準則は示されているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） まず、その準則というものをつけて議会へ出さなければならぬ。いまだかつて我々もそのところは省いて、準則などは見もしないでいい悪いのと、こういうことを言うてきた。この際それを見せていただいて、そして料率であるとか金額の改正というのは佐渡市が独自でやっておるわけですが、それのお手本になるのが準則なのです。したがって、それとの関係で私どもはこれを見定める必要がある。そこで、今出せと言うたってなかなか大変だろうから、出せませんから、出せとは言わぬが、審査はうちの審査でいうと多分あしたになるのではないかなと、こう思っておるのですが、それまでには必ず出していただきたい。それでは、この準則にのっとって皆さん方がこの数字をはじく当たって、準則との関係ではどうなのか。つまりひな形とせよというそのものをどんぴしゃりでやったのか、多

少上げ下げの関係ではということなのかご説明を願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明申し上げます。

準則は、条例改正をする上で新旧対照表がございますが、この改正される本文に対してここを改正せよという例示を示しているものでございまして、その中にうたわれております当市の税率、金額等についてどのようにせよということではございません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） わかっておることを聞いているので、わかりますが、ここのところは非常に大事なところなのでして、国保税が大幅に上がるという状況の中ではここのところを改めて精査する必要があると、こういうことで前段質疑をやっておるわけでございますので、委員会においてはきちっとした資料をご提示願いたいと、こういうことでございます。

あと、予算のところでこの後の部分がありますので、もうちょっと大事な質疑をやらなければならないのですが、それは予算のところでさせていただきます。

終わります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

議案第79号 訴えの提起についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 訴えの提起についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第80号についての質疑を終結いたします。

議案第81号 訴えの提起についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第81号についての質疑を終結いたします。

議案第82号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） お尋ねをしておきます。

ページ数で言うからいいと思う。12ページ、ここで社会福祉総務費というところで6,862万9,000円の繰出金の補正増があるのです。そこで、13ページの説明の欄を見ていただきますと、国民健康保険特別会計繰出金増ということで6,862万9,000円と説明がある。本当はもっと丁寧に説明しなければならないのだよ、これは。こっちのほうからこっちに引いておるだけで、何にもなっていないと私は思うのですが、そこで私が聞くのですが、この繰出金の内容の説明を願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

国民健康保険税の本算定を行ったことによりまして、先ほども説明しましたが、保険税軽減分が大幅に増額になりました。その内訳といたしまして、保険基盤安定負担金のうち保険税軽減分が5,831万1,000円、それから同じく保険基盤安定の保険者支援分として806万5,000円、それから職員給与費等繰入金、これは総務費のほうで事務費になりますが、225万3,000円、合わせて6,862万9,000円の増額をするものであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私どもに配られておる、例えば今回のものは補正予算と、こうなっておる。これは、予算説明資料なのです。だから、今村川課長が説明したことは一般会計のほうではこの繰出金というものは何なのかという、こんなに余白があるのだから、ここへやっぱり説明をしておかないと。これは市長に申し上げておきますが、今後はそういうふうな訓練をするようにしてほしい。答弁は要りませんが、そういうものなのだと。これは予算説明書なのだ。説明書を見て質問しなければならないようなことではだめだということを言うておる。今後はそういう点注意してください。

あともっと大事なことは、この後、国民健康保険の予算の中でやりますので、一般会計はこれでいいです。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） さっきのところで聞けばよかったのですが、ここで予算のところで聞いておきますが、民訴であっても川崎重工の場合は被告人というか、相手方を明らかにしたのですが、今回の提訴については何の時点で相手方が明らかになるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

今回3名の氏名の件でございますけれども、本会議においてはやはり個人のプライバシーは最大限に尊重してほしいという旨の文書が佐渡市個人情報保護制度審議会から出されておりました、私としましては明日の常任委員会の席で個人名を挙げて説明させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 11ページの法律顧問事業についてなのですけれども、332万9,000円委託料がかかるわけですね。滞納額、全体の金額って幾らなのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

3名の滞納の合計額でございますが、272万28円でございますが、この後滞納額プラス明け渡し通知後の近傍同種家賃の約2倍、これが損害賠償額となりますので、おおむねそれを含めると300万程度ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 今ほど聞いた二百何ぼという金額なのですけれども、委託料が余りにもかかるものですから、それを取るということになると持ち出しがやっぱりかかるわけですね。本当にこれ取れるものかどうかというのはもう少し精査しないとイケないのかなと思って、持ち出しのほうが法律顧問料というのかかるということになって、不似合いに思うわけなのですけれども、その点はいかがなのでしょう。お聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

今回1件当たり約110万程度と見込んでおるわけでございますが、その中に入居者の私物等の行政代執行したときに、強制執行したときに持ち出しと管理、そういうものが標準額で民間に頼んだ場合に30万程度というふうに見込んでおるわけでございますが、それを差し引きますと約80万程度、今回私どもも初めての訴訟でございまして、次回以降弁護士からのマニュアル的なものをいただいて、職員直営で、直営という言い方はあれですけれども、職員が裁判所に提訴するような段取りといいますか、そういうものをつくりまして、そうするとおおむね半額程度、40万から50万程度で訴訟の手続ができるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第82号についての質疑を終結いたします。

議案第83号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほども言いましたが、税条例の改正と先ほどの一般会計の繰り入れの関係で、今回の国保の補正予算というのは三位一体になっているわけなのですが、どうしてもこだわっておきたいのは提案理由の説明の中であった前年所得の確定に伴いということで、低所得者の方の軽減という、市長はこの2つを言ったのだけれども、昨年度の実績でいうと年収200万円以下の世帯が80%でした。あなた方

は、今回国保税を決めるときにそういった割合をきちんとどう見たのか。一般的に言う去年よりもことしのほうが市民の暮らしは厳しいのだから、厳しい状況になっていると見るのだが、その辺どう見たのかお尋ねをしたいのが1点です。

2点目は、国保の均等割が1,300円、その後の世帯の分が900円、先ほど言いましたが、後期高齢者の支援金の分がプラス0.51、高齢者の支援金1,700円、介護が1,700円、そして限度額が4万円上がって81万でしょう。全体として国保税が高くなるわけなのだが、具体的に言うと1人当たり、1世帯当たり幾らなのか。あなた方で言うところの家族何人で年収幾らでという標準的な家庭になると幾らぐらい値上げなのか、これまでの答弁でいうと1人当たり8,000円だから、消費税の8%ではないが、8%近くの大きな値上げとなるわけなのだが、そここのところをしっかりと伺っておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

まず、1点目の質問でございますが、所得の段階に応じて課税についてどう見ているのかということでございますが、この点につきましては所得の階層にターゲットを絞って課税をしているわけではございませんので、全体の中で課税した中でその階層が幾らになるかということで算定しております。

2点目の質問でございますが、まず1人当たりの保険税の額でございますが、昨年本算定時には9万7,059円、これが本年度の本算定では10万5,193円ということで約8,100円余りの増ということでございます。これは平均でございます。（下線部分は255頁の発言訂正に基づき訂正済）

〔「世帯は」と呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（村川一博君） 世帯はちょっと今数字持ち合わせておりません。申しわけございません。

標準的な例で申し上げますと、給与所得が約440万で、夫婦、子供2人の世帯に課税された場合は、平成25年度は約55万9,000円、これが本年度の本算定ですと61万2,000円ということで5万円強、率にして約10%の値上げということになります。標準的な例でございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今課長が答えたのでいえば、前年度の所得の確定に伴ってやっているのだけれども、別に低所得者層がどの程度ふえたかというのは余り加味していないというふうに私は捉えたのだけれども、そこで今言ったようにいわゆる標準的な世帯で約10%上がるのです。5万円。今答弁そうでした。観光でいえばときわ丸やダコタもあったのだけれども、観光が低迷してだめだということで、急遽6月に補正もやっているという中で、これは本当に市民の暮らし厳しくなるのではないかと思います。そこで、お尋ねをしておきたい。恐らく課長ならわかるのでしょうかけれども、国保の歳入に占める歳入の問題でいうと、国保税と国庫負担金、それともう一つはいろいろあるのだけれども、一般会計からの繰り入れ、繰越金の比率を見なければいけないと思うのです。佐渡市が合併してからこの10年間を見ると、22年度あたりから極端に最後の部分が安くなっている。低くなっている。今年度でいうと9.3%ぐらいかな。ここの部分をしっかりと……この間の佐渡市でいうと十二、三%、14%ぐらいにしないと国保税はどうしても上がってしまうという構図になっているというふうに私は思うのですが、つまりその部分が少ないからこそ大きな値上がりになっている。もちろん大もとは国が悪いというのはあるのだけれども、そう思うのです。

が、その辺どうか。

それともう一つ、国民健康保険の場合はただ単純にかかった医療費を給付するというだけではなくて、市町村が事業者となって健康づくり、医療費かからないようにするというところが、税をかけるほうは我々に示されるのだが、こういったふうにして健康をつくっていくというものは示されていない。この辺はどうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明申し上げます。

最初の質問でございますが、議員のおっしゃられるとおり、確かに最近では一般会計からの繰り入れ等の率としては減っております。この要因といたしましては、平成20年度にご存じのとおり、後期高齢者医療制度が始まったこと、またその前々年度に保険財政安定共同事業化が始まったこと、さらに退職医療制度等の廃止が決まったこと、これらのことによって国が持つ費用を今度前期高齢者交付金等に振りかえてきたことによって国の持ち分というのは減っているところでございます。ただ、当市の場合は合併当時から国民健康保険財政調整基金を持っておりましたので、その基金を数力年に分けて保険財政のために充ててきたと、その基金がなくなったということでどうしても基金から入れられる額が少なくなったということで、24年度から一般会計からの繰り入れをしているところではございますが、これも幾らを入れるという額につきましては将来的な保険税を見据えた上で算定した額を入れておりますので、率としてはそのように下がっているということでございます。

健康対策につきましては、ご存じのとおり国民健康保険特別会計の中におきましては保健事業というのがございます。これも高齢者の医療の確保に関する法律が施行された平成20年度から特定健診、特定保健指導等が市町村に義務づけられております。この中で私どもは人間ドックとあわせて受診率を高めるような施策を推進しているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長、どうですか。消費税の増税、いろんなもの、社会負担の増も含めて本当に厳しいのです。観光ではないけれども。市民に聞くと国保税の負担が本当に大変だということです。そんな中で1万円ぐらいの値上げになるのかな。さっきの言い方でいうと9万7,000円が10万8,000円だから。所得じゃなくて収入です。440万円の子供が2人いるところで5万円の増です。市民はやっぱり耐えられないというのは、私は本当のところだし、あなた方は安倍政権のやっている国保の広域化に合わせるというのだけれども、県自体もまだ広域計画も立てていないし、国自体もやっていない。こんな中で、やっぱりきっちり市民の暮らしを守っていく必要があると思うのだけれども、今から修正かけるというのはメンツもあってやれないだろうけれども、本当に困っている方々、病気や例えば営業、そういったもので年収減る、そういった方々に対してはやっぱりオープンにして、きちんと減額できるような制度をつくっていく必要があると思うのです。その辺市長はどう考えているのかお伺いしたい。もちろん私は今回値上げはすべきではないと思うが、百歩譲っても本当に困っている人に手当てをしていくというのをオープンにしてや

っていく必要があると思うのだが、政治姿勢をお尋ねしておきたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 大変お困りな方がいるということも、これも承知をしています。全くいないということも申し上げているわけではないのですけれども、私どもは一般会計からの繰り入れということがある。もう一つは、27年という一つの区切りのものがあって、それに向かって、平均的というのはおかしいですけれども、いつときにがっとうがるということ防止するという意味で一つの考えを持って、これも24年度からでありますけれども、皆様方からもご理解をいただいたわけありますので、私はそういう意味でそれに基づいて進めているわけでありまして、当然健康増進ということもやっていかなければならないし、本当に困っている方々に対しては、そこには手を差し伸べるという、この施策というのはやっていかなければならないと思っておりますが、一つの基準としてやるべきことは、これが私は一番いい方法ではないかなということで進めたわけあります。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） では、ずばり聞く。17ページの繰越金が1億1,068万7,000円補正になっていますね。一体繰越金というのがこんなにふえた理由は何なのか、これが1点。

次に、あなたたちが隠しておることを私が明らかにする。それは、一体国保の滞納額というのは幾らになっているのか。まず、この2点についてご説明願いたい。以降、それについて私がまた聞きます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 説明いたします。

繰越金がふえた要因でございますが、これにつきましてはさまざまな要因が考えられます。1点は、最終的に見積もった医療費より支出した医療費が少なかったこと等もございますし、近年では国が法定で盛っております療養給付費負担金が例年より若干多目に入ってきております。これは、後年度において精算をしなければなりません、そのような要因もございまして繰越金がふえておるところでございます。

それから、2点目の滞納の金額でございますが、平成25年度末現在で収入未済額が3億1,689万8,000円でございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 私の持っている資料でいきますと、3億1,904万6,000円というのが25年度の滞納合計なのです。ただ、今の報告を聞くと3億1,600だから300万ぐらいは減ったかな。そこで、まず前段このことについて申し上げておきたい。市長は、私のこの指摘に対して平成25年の3月議会でこういう答弁しているのです。この滞納額に対して徴収改善をするかという質問ですが、私は徴収改善をして収納率を上げる、こう答弁している。どういうことを言わんとしているかということ、これ半分だけ徴収してくれればことしの保険税上げる必要ないのです。私の計算で。もう皆さん忘れておるかもわかりませんが、当時私は市民厚生常任委員会に所属しておったのですが、かつて委員会の途中で高野市長と交渉させていただきまして、保険税の軽減の道筋を立てたということがある。今皆さん市民も聞いて驚いておると思うのです。

平均値で標準家庭と言われる一家で1年間に61万2,000円という国民健康保険税額になっているわけです。だから、わかりやすく言うと、市長に聞きたいのはあなた25年3月議会でこうやって答弁した。そのときの税務課の、つまり税金を取り立てるほうの職員の数というのは53人おった。今もほとんど変わらない。にもかかわらず何でこれが縮まらないのか。どう分析しているのか、まずこの点についてお聞きしたい。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） あのときを私も鮮明に覚えているわけであります。そのときの数字は覚えておりませんけれども、きょうの今の話ですと3億1,600万の滞納がある。この半分を当然徴収すれば値上げせぬでもいい、これもよくわかります。しかもあのとき、具体的な数字は覚えておりませんけれども、滞納しなくてもいい……滞納しなくてもいいっておかしいけれども、払える人たちの階層があるにもかかわらず、そこが払っていない、こういうお話もございました。したがって、私はそのときに一生懸命これを努力して徴収するようにしますということを申し上げたわけであります。その結果、余りっていないということではありますが、その理由等についてはまた課長のほうから説明させます。私は基本的なスタンス、議員がおっしゃるように3億1,600万あるわけですから、その半分を徴収すれば全く値上げをしなくてもいいというのは、この理論もわかるし、それに対して努力をしていかなければならないということもわかっております。具体的にどこに問題があるかについては課長のほうから説明させます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

25年度の決算につきましては、今加賀議員のほうから24年度の決算との比較で未収金が300万円ほどですが、減っております。金額ではございませんけれども、収納率、徴収率のほうも現年については0.1ポイント上がっております。ただ、滞納繰り越し分については若干下がっております。ただ、調定額に対するトータルでは、25年度の国保については80.4%、24年度が79.9%ということで若干の改善が見られたということでございます。滞納者の対処につきましては、当然ながら財産調査を行いまして、総計では約1,400名ほどの未納の方がおられますけれども、それに対しまして滞納処分等を行いまして回収に努めているところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 政治家は結果責任が問われるということを言われておる。政治家は結果責任が問われるということは、決着はつまり4年の任期が終わったときに結果責任というのではないのです。今言うように平成25年の3月に言うたことが26年にできないために国保家庭の皆さん方に変なご負担をかけるということも、これは政治家の結果責任なのでございます。私は、今声高に異のありのということを議論するのではなくて、正常な形で申し上げるのでございますが、私の手元の資料でご紹介申し上げますと、所得ゼロ円の人、これを言おうとはしていないが、所得ゼロ円の世帯は310世帯、所得100万円あるのが345世帯おる。200万円が193世帯おるのです。所得300万といたら、これは大変な収入があるのです。それが67お

るのです。600万ということになれば市の職員にはおりません。それが10人おる。そして、全体として927世帯が先ほど私が申し上げた3億1,904万6,000円という莫大な滞納を示しておる。本当ならきょうはこの階層別の滞納整理の実態というのは、これは質疑だから聞けるのです。だけれども、今ここで聞いたって恐らく答えられぬと思うのです。川上課長、それは俺に対する侮辱ではないかというならお答え願いたいのです。念のために聞いておきます。それで、恐らく答えられなかったら、これは改めて本会議の席上申し上げておきますが、場合によったら市長から委員会へおいでを願って、もしくは私と副委員長が市長のところへ出向きまして、この落としどころをどうするかというお話をする場面があるかもしれないということをお願いして、川上課長の答弁を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明申し上げます。

ただいま加賀議員がおっしゃられた階層別の所得の状況につきましては、平成24年度末の状況での説明資料だと思います。昨年6月の時点で前税務課長のほうでご説明していますけれども、いわゆる高所得者といえますか、600万以上については25年の5月末現在では未収金はゼロになっております。本年度、25年度の同じような所得階層別についてはただいま集計しておるところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第83号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号から議案第83号までについては、お手元に配付してあります委員会追加付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、27日午後2時から今期定例会最終日の議事を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時49分 散会